

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

**香川県人事委員会規則第11号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）				別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務			基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略				略			
4級	知事の事務部局	副主幹	専門副主幹  主席専門指導員 略 農業大学校教授 <u>副参事</u>	4級	知事の事務部局	副主幹	専門副主幹 <u>本庁所長（丙）</u> 主席専門指導員 略 農業大学校教授
	略		略				略
	略		略				
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 土地改良事務所課長  土木事務所課長 略	5級	知事の事務部局	課長補佐	略 土地改良事務所課長 <u>水産試験場副場長</u> 土木事務所課長 略
	略		略				略
	略		略				
6級	知事の事務部局	副課長	略 家畜保健衛生所次長 <u>家畜保健衛生所支所長</u> 土地改良事務所次長 略	6級	知事の事務部局	副課長	略 家畜保健衛生所次長  土地改良事務所次長 略
	略		略				略
	略		略				

			土木事務所次長 長尾土木事務所五名ダム再開 発事務所長 中讃土木事務所長柄ダム再開 発事務所長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 川部みどり園長  産業技術センター所長 略 栗林公園観光事務所長  農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 大阪事務所長 農業試験場長 長尾土木事務所長 略
	略		略
略			

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程 度の職務
略		
3級	試験研究機関の主 席研究員	主任専門職員 環境保健研究センター課長 農業試験場課長 農業試験場府中果樹研究所課長

			土木事務所次長  中讃土木事務所長柄ダム再開 発事務所長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 川部みどり園長 さぬき動物愛護センター所長 産業技術センター所長 略 栗林公園観光事務所長 農業試験場長 農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 大阪事務所長  長尾土木事務所長 略
	略		略
略			

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程 度の職務
略		
3級	試験研究機関の主 席研究員	主任専門職員  農業試験場課長 農業試験場府中果樹研究所課長

		畜産試験場課長 東部家畜保健衛生所病性鑑定室長 専門職 水産試験場課長 副主幹
	略	
略		

		東部家畜保健衛生所病性鑑定室長 専門職  副主幹
	略	
略		

別表第4 医療職給料表(一)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	本庁の部長	理事
	略	

別表第4 医療職給料表(一)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	本庁の部長	
	略	

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長
	略	
略		

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長 家畜保健衛生所支所長
	略	
略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。